

事 務 連 絡  
平成21年2月26日

各都道府県介護保険主管課 御中

厚生労働省老健局老人保健課

会計検査院「会計実地検査の結果について」において  
指摘のあった介護給付費の不適切な支払の事態について

標記について、先般、会計検査院より介護給付費の不適切な支払の事態についての指摘がありました。その内容については、別添のとおりです。

貴職におかれましては、このような事態を招くことのないよう留意し、介護保険の適正な運営が図られるよう集団指導等のあらゆる機会を通じてより一層指導の徹底に努めていただくようお願いいたします。

(担当)

厚生労働省老健局老人保健課 企画法令係

TEL 03-5253-1111 (内線3949)

FAX 03-3595-4010

(別 添)

会計検査院「会計実地検査の結果について」における  
「介護給付費の適切とは認められない支払の事態」の概要

**【不適切な支払の事態】**

会計検査院が行った実地検査の結果、5都県の14事業者において、平成14年度から19年度までの間における介護給付費の支払いについて、177,814千円が適切ではないと認められた。

具体的には、介護報酬の算定に当たり、①利用者を送迎する車の事業所への到着時間が遅れたこと等により、サービス提供時間が6時間を下回っていた実態があったにもかかわらず、6時間以上8時間未満の区分により算定していたもの、②医師等の員数が医療法に定められている員数に満たない場合は、翌月から1日当たりの単位数を減算しなければならないにもかかわらず、減算をしていなかったもの。

(詳細は別紙参照)

**【発生原因】**

事業者において、算定基準等に対する認識が十分でなかったこと、市町村等の審査点検が十分でなかったこと、県において事業者に対する指導が十分でなかったこと。

## 会計検査院の实地検査における介護給付費の不適正な支払が認められた事例

要介護者が併設の診療所等で一般診療を受診するなどにより、1日のサービス提供時間が6時間を下回っていた実態があったにもかかわらず、6時間以上8時間未満の区分により算定するなどして介護給付費を請求していたもの

- 指定通所介護事業所及び指定通所リハビリテーション事業所においては、要介護者等に指定通所介護サービス及び指定通所リハビリテーションサービスを提供したときは、算定基準等によると、1日のサービスの所要時間の区分（3時間以上4時間未満、4時間以上6時間未満、6時間以上8時間未満）に応じて定められた単位数等により、介護報酬を算定することになっている。

しかし、2事業者では、利用者を送迎する車の事業所への到着時間が遅れたこと等により、サービス提供時間が6時間を下回っていた実態があったにもかかわらず、6時間以上8時間未満の所要時間の区分により、介護報酬を算定していた。

医師等の員数が医療法に定められている員数に満たない場合は、翌月から1日当たりの単位数を減算しなければならないのに減算を行わずに介護給付費を請求していたもの

- 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院又は診療所）においては、要介護者等に提供する介護療養施設サービスについては、1日当たりの単位数が定められている。そして、算定基準等によると、医師等の員数が医療法（昭和23年法律第205号）に定められている員数に満たない場合には、その翌月の介護報酬の算定において1日当たりの所定単位から85単位（平成18年3月までは75単位）を減算することになっている。

しかし、12事業者では、医師の員数が医療法に定められている員数に満たないにもかかわらず、上記の減算をしていなかった。